

建設工事の指名競争入札の入札方法について(必ずお読みください)

平成 25 年度の入札契約制度改正に伴い、建設工事の指名競争入札において、予定価格の事後公表を行います（平成 25 年 6 月 1 日以降に指名通知を行うものから適用）。つきましては、次の事項について注意して入札にご参加ください。

- 1 落札決定は、これまでどおり予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者として決定します。予定価格と最低制限価格の範囲内に入札者がいない場合は、その場で再度入札を行います。
- 2 再度の入札は、2 回(1 回目の入札と合わせて最高 3 回)まで行いますので、入札書は複数枚ご持参ください。
- 3 1 回目の入札において、辞退した者、辞退として取り扱われた者、失格となった者は再度入札(2 回目の入札)に参加できません。3 回目の入札も同様です。
なお、予定価格を上回る入札又は最低制限価格を下回る入札を行った者については、再度入札に参加できません。
- 4 1 回目の入札時において落札決定されなかった場合、再度入札を行う前に、1 回目の入札価格を公表します。下記 から の条件に応じて のとおり入札(2 回目)してください。3 回目も同様です。
入札者全てが、予定価格を上回る入札の場合、最低の入札価格を公表します。
入札者全てが、最低制限価格を下回る入札の場合、最高の入札価格を公表します。
と の両方ともにあてはまる場合は、それぞれの入札価格を公表します。
の場合は公表した価格を下回る額を、 の場合は公表した額を上回る額を、 の場合は公表した価格の間に入る額で入札してください。